

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（平成29年度1／四半期分）

誘客事業部 国内プロモーション課

単位:円

| No. | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--|------------|------------|-----------|--------------------------------|-------------------|---|-----|
| 1 | 離島観光活性化促進事業 「OKINAWA離島コンテンツフェア2017」 管理運営委託業務 | 平成29年4月4日 | 26,991,495 | (株)ニットー | 東京都渋谷区富ヶ谷1-5-1 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 2 | RKK熊本放送タイアップ業務 | 平成29年5月30日 | 3,000,000 | (株)熊本放送 | 熊本県熊本市中央区山崎町30 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業者は、熊本県で唯一、テレビ・ラジオ・新聞と連動した展開が出来る民放局であるため、効果的且つ連動したプロモーションが実施できる。 また、テレビ・ラジオ共に、視聴エリアが広いため、熊本県内だけでなく九州各地（佐賀県、福岡県筑後地方、大分県、鹿児島県）にて連動した番組を放映できる。 本業務は自社媒体を活用した企画提案であり、直接契約を行った。 | |
| 3 | MRO旅フェスタ2017に伴うプロモーション業務 | 平成29年5月31日 | 3,024,000 | (株)北陸スタッフ | 石川県金沢市本多町3-2-1MRO別館 | 第167条の2 第1項第2号 | 北陸地域唯一の旅のイベントである「MRO旅フェスタ2017」と地元メディアの連動によるクロスプロモーションを行うため、当該イベントの主催である北陸放送(株)が業務移管している当該事業者と契約した。 | |
| 4 | OZメディアPR・OZの女子旅EXPO 出展業務 | 平成29年6月1日 | 5,400,000 | スターツ出版(株) | 東京都中央区京橋1-3-1 八重洲口大栄ビル7F | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業者が発行する「OZmagazin」は首都圏を中心とした20～30代の旅好きの女性層に特化した媒体であり、また女性に向けた総合情報サイトや読者向け旅行イベントを実施しており、首都圏への女子旅訴求において、紙面、Web、イベントによる多方面からのメディアミックスが実施可能なのは当該者のみであるため。 | |
| 5 | 雑誌『Cheek』タイアップ業務 | 平成29年6月2日 | 2,160,000 | (株)流行発信 | 愛知県名古屋市中区新栄 1-6-15 流行発信ビル4階 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業者の発行する雑誌『Cheek』は東海エリアの女子向けである媒体の中で最も発行部数の多い媒体である。安価でプロモーションを展開できることからより深い沖縄の情報提供が実施できる。更に効果的な広告展開が期待できるため、契約を行った。 | |

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（平成29年度1／四半期分）

誘客事業部 国内プロモーション課

単位:円

| No. | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---|-----------|------------|--------------------|--------------------------------|-------------------|---|-----|
| 6 | 平成29年度 離島観光活性化促進事業 月刊「Cheek」タイアップ業務 | 平成29年6月2日 | 1,296,000 | (株)流行発信 | 愛知県名古屋市中区新栄 1-6-15 流行発信ビル4階 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業者が発行している月刊Cheekは20～30代の女性向けの情報誌であり、東海エリアにおいて、最も多い発行部数を誇っている。石垣・宮古直行便が就航している中部地区にて秋の沖縄離島女子旅をターゲットに特化した安価且つ効果的な広告展開が期待できるため、契約を行った。 | |
| 7 | 離島観光活性化促進事業 「MRO旅フェスタ2017に伴うプロモーション業務」 | 平成29年6月2日 | 1,296,000 | (株)北陸スタッフ | 石川県金沢市本多町3-2-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 北陸地域唯一の旅のイベントである「MRO旅フェスタ2017」と地元メディアの連動によるクロスプロモーションを行うため、当該イベントの主催である北陸放送(株)が業務移管している当該事業者と契約した。 | |
| 8 | カップルアニバーサリー拡大事業 台湾メディア招聘FAMツアー委託運営業務 | 平成29年6月5日 | 1,605,196 | (株)エイチ・アイ・エス | 沖縄県那覇市久米2-3-15 COI那覇ビル1F | 第167条の2 第1項第2号 | 旅行手配業務に該当し、平成25年7月1日付企画総務部総務課通知により随意契約として対応した。6社による見積競争により最低価格を提示した当該事業者と契約を行った。 | |
| 9 | 離島観光活性化促進事業 「メディアミックス広告」委託業務 | 平成29年6月6日 | 20,520,000 | (株)電通沖縄 | 沖縄県那覇市久茂地3-21-1 国場ビル12階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ6社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 10 | 教育旅行推進強化事業「沖縄修学旅行フェア2017」等に係る管理運営委託業務 | 平成29年6月6日 | 9,536,116 | (株)近畿日本ツーリスト 沖縄 | 沖縄県那覇市久米2-4-16 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 11 | UHB「沖縄ひちより旅」タイアップ業務 | 平成29年6月9日 | 8,921,880 | (株)北日本広告社 | 北海道札幌市中央区北1条 西13丁目4 | 第167条の2 第1項第2号 | 北海道文化放送は女性からの支持率が高く、旅行立案者となり得る可能性の高い主婦女性層へ最も効果的なメディアである。当該事業者は、同放送局の指定代理店であり、番組を制作する際は当該事業者と契約が必須である。 | |

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（平成29年度1／四半期分）

誘客事業部 国内プロモーション課

単位:円

| No. | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---|------------|------------|--------------------|-----------------------------|-------------------|---|-----|
| 12 | 旬香周島おきなわ 家族・三世代旅行、 大人旅誘客プロモーション業務 | 平成29年6月9日 | 16,000,000 | (株)アドスタッフ博 報堂 | 沖縄県那覇市久茂地3-17- 5美栄橋ビル 3F | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ5社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案はプロモーションの数が多いことから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 13 | 旬香周島おきなわ 女子旅誘客プロモーション業務 | 平成29年6月9日 | 12,000,000 | (株)エマ・エンター プライズ | 沖縄県那覇市おもろまち 1-5-26 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ9社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案はプロモーションが多岐にわたり、首都圏のみならず地方へのプロモーションも充実していることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 14 | カップルアニバーサリー拡大事業 海外メディアプロモーション及びプライダル フェアの運営業務 | 平成29年6月16日 | 12,769,976 | (株)ブレーション沖縄 | 沖縄県那覇市久茂地3-21- 1國場ビル4F | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は当該事業の運営において優れていることから、総合得点でも及第点であったため、契約の相手方として選定した。 | |